

資料 2

【諮問事項】

国民健康保険料の賦課限度額の改定について

国民健康保険料の賦課限度額の改定について

改定の概要

国においては、令和6年度から後期高齢者支援分保険料の賦課限度額を現行の22万円から24万円とする政令改正が予定されている。

本市においても、中間所得者層の負担軽減の観点から、政令改正に合わせて、下表のとおり改定することとしたい。

賦課限度額（保険料最高限度額）

	現行	改定後	増△減
医 療 分	65万円	65万円	0万円
後期高齢者支援分	22万円	24万円	+2万円
介 護 分	17万円	17万円	0万円
合 計	104万円	106万円	+2万円

イメージ図

